

は IMF から切り離した工業国グループのみの特別資金を作り、その運営の実権を欧洲側が掌握する線を強く主張したのである。これについては従来の IMF が事実上米英両国の意向を中心として運営されがちであったことに対する反発、米英両国の国内政策に対する批判、さらには従来 EEC の発展に伴いしだいに底流を強めつつある通貨上の欧洲主義的思想など複雑な要素がからんでいる。また問題が主として短期資金に関係した国際通貨機構の問題であるならば工業国間の協力で十分であること、逆に新たに補充される資金が IMF の一般資金と一体化して運用された場合、それが本来の目的を離れて後進国に流れてしまうのを防ぎえないこと、などの考え方も働いていた。成立した取決めはこうした欧洲側の考え方と、あくまで IMF のわく内で IMF 協定に合致した解決をはからんとするヤコブソン専務理事ならびに米英両国の妥協の産物ということができる。

(今後の問題)

いずれにしても今回の取決めによって、IMF は現在自由にできる30億ドルの金と約65億ドルの交換可能通貨のほかに、新たに60億ドルの資金補充の道が開かれたことになる。一方 IMF は昨年7月の理事会決議によって、加盟国の経常収支のみならず資本収支の赤字に対しても資金援助を行ないうるよう運用方針を明確化しているので、両者あいまってその機能が著しく強化された。これは IMF 発足以来の画期的な前進であり、国際通貨体制の安定に重大な意義をもつものである。

本取決めが実質上のねらいであるキイ・カレンシイの防衛に成功しうるかは、第1に資金の十分さ、第2に借入手続きの運営いかんにかかっている。前者についてはドル、ポンドのいずれか一方にとどまらず、両方が危機に陥った場合のことを考えて置かなければならない。したがって問題は残る8か国の拠出額30億ドルがキイ・カレンシイの防衛にとって十分な額であるかという点である。しかし資金の十分さいかんは実は取決めの運営いかんがその重大なカギとなっている。取決め

の運営がよろしきをえ、迅速果敢な貸付が行なわれば通貨不安は大事に至らず、巨額のホット・マネーの移動をみることなく食い止められ、したがって借入国が IMF から引出しを要する額は比較的小額ですむはずである。

したがって重要なことは、この取決めが今後円滑に運営されるかどうかという問題である。前述のように取決め運用上西欧諸国は事実上決定権を持つに等しい立場にあり、その協力なしには円滑な運営が期待できない。ロンドン・エスノミストが今回の取決めを評して「IMF の犠牲において OECD の強化」をはかったものとし、また一部には IMF 機構の二元化を懸念する向きがあるのもこの点を重視するからである。問題はすべて今後の推移に待つほかはないが、国際通貨機構の安定が欧洲を含む世界共通の利益である点からみて、また近年とくに顕著となりつつある通貨面の国際協力の実績からみて、今後の運用面をいたずらに悲観視するのはあたらないだろう。

今回の取決めは、短期資金の移動などによる流動性の短期の不均衡、ないし偏在を調整するもので、トリフィン構想が提示するような国際流動性の補強という長期的問題の解決に資するものでないことは事実である。しかし今日の国際金融上の問題がはたして流動性の絶対的不足に基づくものであるかどうか、現在の金為替本位制がより高次の国際的通貨管理機構によって置き代えられる以外に道はないかどうか、などの根本問題は単に理論的にのみ追求るべき問題ではなく、結局今回の取決めのような現実的なアプローチを通じて、実践的に解決されるほかないと考えられる。

ケネディ大統領の新政策動向

ケネディ大統領は内外注視のうちに1月11日には一般教書を、1月18日には予算教書を議会に送り、新しい年を迎えてその基本的政策の大綱を明らかにした。今回の両教書は、ニュー・フロンティ

ィアの理想を高く掲げた昨年就任当初のそれとは対照的に、過去1年間の内外諸条件の動きに即した現実的かつじみなものとなっている。しかし内容的には、平和維持に必要な実力を保持するという立場に立った国防力の増強を中心に、国内面では経済成長を促進しつつ、同時にインフレを抑えドルの安定をはかるために最大の努力を払い、対外的には低開発諸国の自立援助強化のほか、欧州共同市場の発展に対応した大胆な貿易関税政策の転換を提案するなど多くの点で注目すべきものがある。

(国防力の増強)

「狂信と恐怖が人間社会の上に立ちこめている限り、われわれは他国に侵略を思いとどまらせるために武装しなければならない。」大統領は過去1年間、緊迫した国際情勢に対処するために「予算のわくにしばられない」十分な国防体制の確立に努めてきたが、新年度予算でも共産勢力の脅威に対抗するため、核攻撃力ならびに抑止力を強化し同時に限定戦争に備えて通常兵力をも強めるという二本建で軍事力の増強をはからうとしている。このため、ポラリス潜水艦、ミニットマン・ミサイル、民間防空壕など戦略軍事力を一段と充実する一方、反ゲリラ部隊の拡充など通常兵力を大幅に強化する方針が打ち出された。

こうして新年度国防予算(対外軍事援助を除く)は、513億ドルと現62年度比15億ドル増、1961年度に比べると52億ドル増加することになった。これに軍事援助(1962年度並み14億ドル)を加えれば527億ドルとなり、1962年度の512億ドルとともに朝鮮動乱時の最高(1953年度)504億ドルを大きく上回るものとなる。予算上の比重は57%程度で近年の60%前後からやや低下したとはいえた依然として予算規模増大の最大の要因となっている。

(経済成長への刺激)

他方、国内経済面では昨年の景気対策から、いよいよ経済成長という現政権本来の課題へと焦点が移ってきた。ケネディ大統領は、「昨年不況の谷間から出発した米国経済が回復と発展の本街

道で年を終えた」として最近の景気回復の成果を誇りつつ、さらに米国経済の長期的な発展をはかるため成長力の強化、福祉向上への意欲的な政策方向を開拓している。具体的には、まず雇用面でオートメーションや産業構造の変化に伴う失業者を再訓練し、また青年労働者の雇用を促進するため立法措置を講ずること、また投資促進面では経済成長の基礎をなす設備投資に対し8%の税額控除を認めることが勧告された。これと平行して今後の景気後退に備え、大統領に対し、一定わく内で個人所得税率を引下げ、また公共事業支出を繰り上げる権限を付与するとともに、失業保険制度を強化するなど、いわゆる財政政策の硬直性を打破する提案が行なわれている。これは昨夏の通貨信用委員会(CMC)報告にもみられたところで、議会の反応いかんとは別に景気対策上画期的な試みとして興味深い。

(インフレ防止への努力)

国防力強化、経済成長政策の遂行は、インフレを伴いやすい。現政府の予想では本年の国民総生産は5,700億ドルと前年比490億ドル、9.4%増とされるが、これがインフレを再燃させるとすればドルの国際的な地位に照らし好ましくないことは当然である。

大統領はこのため、労使双方に対して、良識と公共的精神に立ち、賃金利潤の増加を生産性増大のわく内に収めるよう強く要望した。しかしこの点で最も大切なことは均衡予算を実現することである。提案された1963年度の予算は、歳入930億ドル、歳出925億ドルで、4.6億ドルとわずかながらも黒字を予定し、かねての大統領の公約を実現している。国防費の増加をはじめ、宇宙研究ないし教育、地域開発、労働者訓練計画など成長と福祉のために、景気の上昇にもかかわらず歳出の増加が不可避であったが、大統領は、一方において緊急度の少ない支出を大幅に節約し一般行政費を前年並みに押えた。また歳入面では郵便料引上げ、配当利子の源泉徴収制をはじめとする各種税制改革、法人税消費税の減税延期などを行ない、

予算の均衡化に最大の努力が払われている。つまり、経済の拡大を不当に押えないよう歳出の増加、黒字の圧縮を図りつつ、同時に本年度の赤字70億ドルを一挙に解消して、インフレ回避しようとするわけで、この点、景気段階の相似した1959および60兩年度の予算の赤字から黒字への転換とは若干趣を異にしている。

(対外経済政策の転換)

対外経済政策の分野では、まず後進国向経済援助が強化され、諸国の政治的経済的自立を助ける方向が示された。ただ地域的にみればとくに中南米諸国援助に重点が指向されており、いよいよ実施の段階にはいった「進歩のための同盟」計画への積極的な態度が目立っている。

ところで、対外経済政策の面で米国政府が取り組もうとしている当面最大の問題は、互恵通商協定法の改訂問題(本誌昭和36年12月号参照)ないし対E E C政策である。大統領は互恵通商協定法の失效を機に、「欧州共同市場により提起された最大の挑戦」に応えるため、新しい期間5年の「貿易拡大法」制定を提案、これに要旨次のような内容を盛ることを勧告している。すなわち、

① 米国と共同市場とが世界輸出総額の80%以上を占めている商品については、関税を漸次全廃し、その他の商品の関税も徐々に50%方引き下げる権限を大統領に与えること。

② 輸入品との競争に対し調整を要する産業には政府の援助を与えること。

これらの諸点はなお今後に予定される特別教書により具体的に示されようが、このような方向自体、米国貿易政策上かつてない大胆な転換であって、その成否がきわめて注目される。

以上、ケネディ大統領の新政策は、困難な内外情勢に対処し、現実な態度で国防力の増強をはかり、一方堅実な経済成長を促進すると同時にドル価値の安定を確保するという目標を明らかにし、これに対してじみではあるが堅実に取り組もうとしたものといえる。もちろんこの政策が大統領の意図どおりに実現できるかどうかは、議会の動き

をはじめ多くの条件にかかっており、とくに景気対策として提案された財政政策の弾力的運営に関する構想や互恵通商協定計画の改訂など、いずれも画期的な提案だけに決して簡単ではないが、ここに示された米国の内外政策の基本方向は、世界経済の発展と安定という見地からみてもかなり高く評価すべきものがあろう。ただ、われわれとしては、これら諸政策の中に、たとえば保護貿易的な法的規定の留保、バイ・アメリカン政策の推進、あるいは欧米間における大西洋共同体の思

予算規模の推移

(単位・億ドル)

会計年度	歳 入	歳 出	うち国家 安全保障費	差 引 過不足
1953	647	741	(504)	- 94
1954	644	675	(469)	- 31
1955	602	644	(406)	- 42
1956	679	662	(406)	+ 16
1957	706	690	(433)	+ 16
1958	686	714	(441)	- 28
1959	679	803	(464)	- 124
1960	778	765	(456)	+ 12
1961	777	815	(475)	- 39
1962(推定)	821	891	(512)	- 70
1963(推定)	930	925	(527)	+ 5

新年度予算概要

(単位・百万ドル)

	1963年度 (推定)	1962年度 (推定)	1961年度 (実績)
歳 入	93,000	82,100	77,659
個人所得税	49,300	45,000	41,338
法人所得税	26,600	21,300	20,954
歳 出	92,537	89,075	81,515
国家安全保障費	52,690	51,212	47,494
うち対外軍事援助	1,400	1,400	1,449
国際関係費	2,996	2,896	2,500
うち対外経済援助	2,235	1,935	1,804
宇宙研究	2,400	1,300	744
農業資源	5,836	6,343	5,173
労働厚生	5,105	4,708	4,244
教育	1,470	1,143	943
住宅、地域開発	832	545	320
利息子	9,398	8,998	9,050
差引過不足	+ 463	- 6,975	- 3,856

想、とくに部分的な関税撤廃など問題の発展いかんによっては爾余の世界に対する差別的影響の可能性を多分にはらんでいる好ましくない側面が含まれていることも忘れてはなるまい。したがって、われわれもまた、自由通商主義と地域経済の発展という新たな事態の発展に対し十分適応し得る体制を整える努力を続ける一方、以上のような米国の新政策の今後の展開については、引き続き注視していく必要があると思われる。

欧州共同市場の第2段階移行

E E C理事会は1月14日、E E Cが本年以降第2段階に移行することを決定した。この問題は、E E C理事会で、旧年12月18日からほとんど連日、討議が続けられてきたが、移行の前提である共通農業政策を中心にして話し合いが難航し、一時は第2段階移行が1年間見送られるのではないかとさえみられていた。しかしながら、英国のE E C加盟交渉の再開を控え、また西欧統合化への強い政治的要望なども背景となって、13日の深更に至りようやく共通農業政策で妥協点が見いだされ、前記の決定をみたわけである。

(共通農業政策をめぐる折衝過程)

E E Cは1958年に発足してから、12~15年の経過期間内に關税同盟の形成と域内経済の完全統合を実現しようとするものであるが、その間の移行過程を原則として4年ずつの3段階に分け、漸進的に最終目標を実現しようとしている。第1段階はE E Cの基礎固めの段階で、まず關税同盟の形成に重点が置かれるが、これとともに資本・労働の自由化や、農業や社会政策面でもある程度の統合措置が進められる。第2段階はE E C体制がさらに整備され、強化される段階で、引き続き關税同盟の形成が促進される一方、経済統合面でも多くの具体的措置が推進され、その政策目標はしだいに域内の経済統合に重点を移していくことになる。

E E Cが第1段階で行なわなくてはならない政策措置としてローマ条約に規定されたもののうち大半はすでに実施されているが、①共通農業政策、②不公正競争に対する規制措置、③性別による賃金差別の撤廃、などの点では加盟国との折合いつかず、これまで具体的な措置は見送られてきた。今回の話し合いで②と③についてはともかく解決がついたが、農業問題では各国の利害関係が錯綜してその調整は多くの困難を伴い、第2段階移行への決定を遅らせる最大の要因となった。

共通農業政策の決定が難航したについては多くの理由がある。元来共通農業政策のねらいは、農産物についても原則として域内に単一市場と単一価格を成立させ、域内の適地適産主義を貫こうとする点にあった。しかし国によって農業の発展度や性格が違い、しかも一般に弱体経営が多く、それが伝統的な保護政策のもとに温存されてきたという事情に加え、各国ともに農民が強い政治的発言力を持っているなど、共通政策の実施をはばむ条件が多い。とりわけ話し合いを困難にしたのは西ドイツとフランスの鋭い利害の対立であるが、これは共通農業政策が域内自給度の向上という性格を持つ点と関連して、共通農業政策の実施が結局輸入農産物への依存度の高い西ドイツなどの犠牲においてフランス農業が多大の利益を受けることになるからである。

共通農業政策をめぐる論点は①農産物の価格体系の決定、②統合の具体的日程、③各國に認められるエスケープ・クローズの内容、④農業基金の出資分担や使途の問題、など多岐にわたったが、価格問題に関する西ドイツとフランスとの対立が曲りなりにも調整されることによって難航した話し合いもついに妥結点に到達したわけである。

(第2段階移行の意義)

第2段階移行はそれじたい新しい統合措置を伴うものでないが、これにより、1969年末にE E Cが完成することが確実視されるに至ったこと、さらに今後E E Cは経済統合面で多くの重要問題を、理事会(E E Cの最高の意思決定機関)の特定多数